

「化学的酸素要求量等に係る第6次総量削減計画(案)及び総量規制基準(案)」に対する
府民意見等の募集結果及び水質規制部会の見解について

- 1 募集期間 平成18年12月26日(火)～平成19年1月25日(木)
- 2 提出件数 2通(団体:2通) 2件 (生活排水による負荷の削減に関すること)
- 3 意見等の内容と部会の考え方

番号	意見等の内容	意見等に対する部会の考え方
1	<p>表1のCOD削減目標で生活排水が大半を占めております。しかしながら、大阪府民は自分たちが排出している量をほとんど知らないのではないかと思います。また、どのようにすれば削減できるかもわかっている方は少ないのではないかと思います。</p> <p>産業界では工場などの排水は社会的責任もあって厳しくチェックされているのが現状です。したがって、880万人府民の出す生活排水は相当なものです。2-1(3)に記載されている事項を推進・実行するにはどのようにすればよいのか具体的な例を挙げて啓発・啓蒙活動をすべきではないかと存じます。</p> <p>ホームページにアップするのも重要ですが、多くの府民が観られる環境ではないと思います。リーフレットを作成し各家庭に配布する、NPO、市民団体、議員連合などと協働しながらシンポジウム、意見交換会、研修会などを企画すべきと思います。</p>	<p>平成16年度における汚濁負荷量(COD)では、生活排水によるものが全体の4分の3を占めています。このため、今回の総量削減計画(案)においても、その削減を重点的に進める必要があるとし、下水道や浄化槽等の生活排水処理施設の整備や、一般家庭における生活排水対策の推進等の方策を記述しました。</p> <p>一般家庭における生活排水対策については、大阪府では、平成18年度から2月を「生活排水対策推進月間」とし、ホームページのほか、イベントの開催や府・市町村の広報紙、ラジオ等のさまざまな媒体を活用して啓発を実施しているところです。</p> <p>ご指摘のとおり、効果的な啓発の実施は重要であり、生活排水がどのような流れをたどり水質に影響を及ぼすか、その処理の実態、家庭でできる行動などの適切な情報が府民一人ひとりに伝わるよう、いろいろな方法で、また、いろいろな機会を捉えて、引き続き提供していく必要があると考えます。</p>
2	<p>総量規制で該当施設(50m³/日以上)の水質においては、第5次まででかなり水質的に改善されていると考えております。現在の所、該当特定施設における水質の改善は著しく改善されているにもかかわらず、一般家庭等の単独浄化槽及び汲み取り式の箇所における生活排水は未だに放置されたままであります。この生活排水及び単独浄化槽・合併浄化槽の清掃点検及び11条検査()の徹底こそが、有効な削減だと考えます。保健所の方の御指導御協力お願い申し上げます。</p>	<p>生活排水対策の重要性については、前項で記載したとおりです。</p> <p>単独浄化槽や汲み取り式の家庭から排出される生活雑排水の対策は重要な課題です。処理施設が未整備の地域については、人口密度や地形的な状況等を考慮し、下水道や浄化槽等を適切に組み合わせた、効率的な処理施設の整備が、生活排水の適正処理を進める上で重要です。</p> <p>また、浄化槽については、ご指摘のとおり、その性能を発揮させるために、設置後の適正な維持管理が重要であり、11条検査の受検率を上げる取組みなども必要であると考えています。このため、総量削減計画(案)の2-1(2)において、適切な維持管理、検査の徹底について、記述をしたところです。</p>

11条検査：浄化槽法第11条の規定に基づく定期検査のこと。「浄化槽管理者は毎年1回・(中略)・指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない」とされている。